令和３年度第１回　小平市福祉のまちづくり推進協議会　会議要録

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和３年９月２７日（月）　午後１時３０分～午後３時１０分 |
| 開催場所 | 小平市福祉会館４階　小ホール |
| 出席委員  （敬称略） | 上松久美子、荒井久美子、井上雅之、上野あかね、金子惠一、木下聖、小林光明、竹内よし子、德永智子、二通藤乃、野村幹雄、福田早苗、星辰郎、細谷初江、本田祐吉、三浦かおる、森田多美子、柳田憲吾、矢野久子  （欠席者１名） |
| 事務局 | 健康福祉部長、生活支援課長、計画調整担当係長、地域福祉担当主事 |
| 傍聴人 | なし |
| 配付資料 | (1) 次第  (2) 資料１　小平市福祉のまちづくり推進協議会委員名簿  (3) 資料２　小平市第四期地域福祉計画の中間見直しの基本方針について  (4) 資料３　小平市を取り巻く状況について  (5) 資料４　令和３年度小平市福祉のまちづくり推進協議会の日程 |
| 次第 | １　開　会  ２　委嘱状交付（机上配付）  ３　市長挨拶  ４　委員自己紹介  ５　事務局紹介  ６　会長及び副会長の互選について  ７　配付資料の確認  ８　小平市福祉のまちづくり推進協議会運営事項の説明  ９　議事  (1) 小平市第四期地域保健福祉計画の中間見直しの基本方針について  (2) 小平市を取り巻く状況について  10　その他  11　閉　会 |

１　開会

２　委嘱状交付（机上配付）

３　市長挨拶

４　委員自己紹介

５　事務局紹介

６　会長及び副会長の互選について

　　互選により、会長に木下委員、副会長に竹内委員が選出された。

７　配付資料の確認

８　小平市福祉のまちづくり推進協議会運営事項の説明

　事務局より、協議会の傍聴及び会議内容の録音、議事要録の公開について説明し、承認された。

９　議事

1. 小平市第四期地域保健福祉計画の中間見直しの基本方針について

事務局が資料２を用いて、説明を行った。

【質疑応答】

委　　員：　今回の協議会では成年後見制度の利用促進が重点的な課題であることは十分に理解できました。それについて、今日を含めて６回の協議会の中のどの回で重点的にとりあげるのか、もし決まっていたらお知らせください。

事務局：　成年後見制度の利用促進については、令和４年度５月頃の開催を予定している、令和

　　　　　４年度第１回で取り上げる予定です。令和３年度末までに、国の成年後見制度利用促進計画が見直しに入っているので、それを参考にしたいと思っています。

委　　員：　今回の見直しのなかでメインは成年後見制度とか社会福祉法が改正されたことに伴い

整合性をとることがミッションであることは理解できました。ただ、我々が地域でいろいろな福祉活動する際に出てきた課題や細かい気づいた点について、この会議の場でお話して、計画の見直しの趣旨に合致しているものであれば、計画書に反映するようなことができるのでしょうか。あと、庁内で関係する主管部局の方たちが集まる調整会議でディスカッションされる内容というのは、メインの成年後見人制度とか社会福祉法が改正された、そのところに論点が絞られてやられるのか、それとももっと広い意味、今後の４年の地域福祉をどうやって行ったらいいのかのところまで踏み込んで論議をされるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

事務局：　成年後見人利用促進等、改正社会福祉法がメインになりますが、この二つのことを議

　　　　　論していただく中で、地域福祉の観点で言いますと、地域でどのように困っている人を

　　　　　支えていくかということになりますので、委員が地域で感じていることをこの場でご意

見いただくことがいろいろな支援につながりますので、さまざまなご意見をいただければと思っています。

　　　　　　庁内会議で調整会議を設けておりますけれども計画の策定において、地域福祉計画は障がい者の計画や高齢者の計画等の他の計画と関連して、幅広く取り上げていますので、庁内の調整会議で話し合いを行い、情報共有をしたうえで、協議会に議題としてあげさせていただき、委員の皆様にご意見をお聴きするという流れになります。

委　　員：　社会福祉法の改正や成年後見制度の利用促進について、具体的な改正点や方向性、利用促進とはどういう方を対象にしてどのように促進していくものなのかなど、基礎的なことについては、自分たちで勉強するのでしょうか、それとも協議会の中の説明で示されていくのでしょうか。

事 務 局：　先程お話したスケジュールのとおり、令和４年１月開催の令和３年度第２回の議題として社会福祉法の改正、包括的な支援体制を取り上げて、令和４年５月に予定をしている令和４年度第１回の議題で成年後見制度の利用促進について取り上げる予定です。それぞれ冒頭に制度の基本的な話と小平市の現状についてお話をさせていただこうと思っています。委員の皆様の専門分野はそれぞれ異なると思いますが、それぞれのお立場から幅広いご意見をいただきたいと思います。

会　　長：　今のお話に少し補足をすれば、成年後見制度についてはどんな制度かという資料があると思います。また、小平市でこれまでどのように取り組んできたか、現在、現状どうなっているか。また、社会福祉法が改正されました。この法律に基づいてどのようなことが今後決められていくのか、おそらく見直しの方向に向かっていくと思いますが、事務局の方からそれらの資料の提示と論点の整理がなされると思います。

委　　員：　事務局から先程お話のあった、庁内での調整会議の結果がこの場に出されて我々がそれに対して意見、コメントをしながら進めていくというお話だと思いますが、反対に、たとえば、こちらからこういった内容についても検討くださいという逆の提案も可能なのでしょうか。といいますのは、この調整会議のスケジュールを見ると、９月に１回はすでに開催されているのか分かりませんが、次が来年の１月ということは、その間は何も開かれないということになりますと時間的にあいてしまいますが、調整会議の中で取り上げていただく内容について、リクエストができるのかどうか教えてください。

事 務 局：　調整会議を経て推進協議会を開催するという流れになりますので、次回の調整会議は令和４年１月の中旬頃を予定しております。そこで取り上げる内容について、委員からご要望があれば事務局にご連絡いただきまして、ご相談をさせていただければと思います。

委　　員：　中間見直しの基本方針ということでございますので、委員の皆様からの質問に対して事務局の受け答えの中からの基本的な考え方としては、私は特にこれでよいのではないかと思います。会議の進行について、委員の皆様におかれましてはそれぞれ専門職の方や地域で活躍されている方がいらっしゃいますが、皆様のご意見を十分踏まえたうえで進められるということだと私は受け止めましたので、この基本的な考え方、見直しに対する基本的な考え方としてはよいのではないかと思います。

　　　　　　また委員の意見をお聞きして、いろいろなご心配がおありなように受け取りましたが、こういった計画は、どれもそうだと思いますが現状を把握したうえで、こうしましょう、こうやったらいいかというように作っていくものでございますので、お互いのことを十分理解いただいたうえで、みなさんで多いに議論して、もちろん事務局も十分考えてくれると思いますので、その中で、議論をする場を確保されたということで、私はこの基本方針についてこれでいっていただいていいのかなと思いました。

　（２）小平市を取り巻く状況について

　　　　事務局が資料３を用いて、説明を行った。

【質疑応答】

委　　員：　子供さんの貧困のところで、生活保護世帯数や保護率、就学援助受給者数・認定率などが減少傾向にあるというのは貧困問題、社会問題が課題になっているのに何で減少傾向なのかな、という素朴な疑問があります。そこには何か理由があるのか聞きたいのですが。

事 務 局：　小平市子ども・若者計画の中から抜粋しておりまして、説明内容については計画の記載と同様の内容になりますが、まず全国と小平市の状況は大きく変わらないということで、減少しておりますけれども子供の貧困問題は常に課題となっておりまして生活支援課でも学習支援など、お子さんの支援というのは続けています。

委　　員：　減少しているからいろんな課題が改善されているということではないということでしょうか。この数字から見て減少しているからこの課題が解決されているということではないんですね。減少の理由が何か知りたかったのですが、おわかりになりますか。

事 務 局:　学習支援などの支援や生活保護受給者向けの塾代の支援なども拡充されています。そういった施策がこの数字の減少に寄与している部分もあると思いますが、常にある課題・テーマだと認識しています。

事 務 局：　ただいまの説明の補足になりますが、生活保護世帯の方は令和元年度、令和２年度とも減少傾向となっており、各月ごとに見ますと若干微減している状況です。こちらは様々な要因があると思いますが、住居確保給付金、緊急小口資金等の特例貸付などの様々な給付や貸付制度の申請数が多いことから、生活保護に至らずに何とかしのいでらっしゃる方が多いのではないかというような分析が一因としてあると認識しております。

委　　員：　先程のことに関連しているかと思いますが、今マスコミなんかでは、生理の貧困だとか女性の貧困とか、さかんに話題になっておりますがそういったことは統計上なかなか出てこないと捉えて宜しいんでしょうか。

事 務 局：　統計上、実際の生理用品等の配付は、市役所の男女協働参画の部署で行っておりますが、窓口等だけではなく公共のトイレでの配付を行っていますのでなかなか統計がとりづらい状況のようです。実際に持っていく方が多ければそれなりにお役に立てているかと認識しております。

会　　長：　実際、統計上あらわれる数値と地域の皆さんが見ている実態というのはずれることがあります。統計上の数値が後からついてくることがある、１年、２年遅れる、このコロナ禍の状況が続いて生活保護世帯に対する支援、相談などがありますが、相談件数は全国的に増えているとは聞いております。そういう生活保護とか貧困にも影響が出ているのかなと思います。

委　　員：　統計の方を示していただいた。今回成年後見制度利用促進計画について議論していくにあたり、小平市においての成年後見人現状、成年後見制度の利用実態がどのようになっているのか、その内訳、高齢者、障がい者による利用、また後見の類型の違いもありますが、なかなか把握が難しいと思いますがその基礎データがあるのかどうかを教えてください。

事 務 局：　基礎データ、家庭裁判所、国、東京都からおりてくる数字がございますので、今日は提示資料にはございませんけれども、今後できる限り提供させていただいて皆様に情報をお伝えしたいと思っております。

委　　員：　今の時点でデータを見て、私として気になっているところを意見として申し上げますと、現場で、感じるところはその方の生活状況、世帯状況、身寄りがあるかどうか、そういったところで後見を利用するかどうかの必要性が変わってくるところがあり、そのあたりに留意しながら議論したいというのが一点です。

　　　　　　それから、資料３の９ページで精神障がい者の状況として平成２３年から令和２年で倍増している。内訳として、どのくらい重度の方が増えているのか、この資料ではわからないのですが、後見の利用にどのように影響してくるのか私は気になります。私の取り組みで、精神障がい者の方の支援をしておりますが、今弁護士会でも問題になっているのが精神病院への長期入院患者について、地域移行できない原因の一つが地域での受け入れがなかなか整備されていない点なので、関わってくることだと思います。

委　　員：　精神障がい者などの障がいをお持ちの方が地域で暮らしていくということで、１０月から小平市でも地域生活支援拠点がスタートします。緊急対応、相談窓口など、福祉につながっていない人とか地域に出ていきたいけどなかなかできない方への支援体制についても、小平市障害者団体連絡会の定例会でも話し合いをしています。

委　　員：　今の長期入院の話について、知的障がい者の方は在宅とか通所作業所に通っている方などの状況は見えてきますが、精神障がい者の状況の令和２年度の手帳者数が２,１８０人となっていますが、この内訳は在宅者数のみなのか、たとえば小平市には精神科病院がいくつかありますが、その中には長期入院の方もいて住民票が病院にないということもあるので、正確な数の把握でいうと、どのようにデータを理解して今後方針を考えていくのかと思いました。細かな状況を教えていただければと思います。

事 務 局：　精神障害者保健福祉手帳の交付状況ですけれども、内訳につきましては在宅とか病院に住所を置かれている方とか救護施設などの内訳につきましては、障がい者支援課の方に確認をして後日委員の方へお答えできればと思っております。

１０　その他

事務局から、今後の協議会の日程について説明を行った。

１１　閉会